

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	水道局総務部管財課 （ 06-6616-5456 ）
処分課（担当）名	水道局各課・センター・場 等
処分の名称	大阪市水道事業用資産の目的外使用許可の取消し
概要	地方自治法では、行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、その許可を取り消すことができるとされています。大阪市水道局の事業用資産についても、その許可を取り消す場合の基準を定めています。
根拠法令等 及び条項	地方自治法第238条の4 水道局資産規程（昭和42年1月1日水道事業管理規程第6号） 第21条及び第22条 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) 事業用資産の目的外使用許可にかかる審査基準等について 第3条 (https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000532646.html)
処分基準	◎次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消します。 (1) 当局において使用物件を公用または公共用のために必要とする場合 (2) 使用者が許可書の各条項に違反した場合 ア 使用料・保証金及び経費を納入期限後3か月以上滞納したとき イ 事前の承諾なくして、使用物件を指定する用途以外に供し、または使用物件につき、修繕、模様替え、その他原形を変更したとき ウ 使用物件を他の者に使用させ、または担保に供したとき (3) 不正の手段により使用の許可を受けたとき (4) 使用者が大阪市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められたとき (5) 大阪市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団の利益になると認められる又はそのおそれがあると認められるとき
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000532646.html
備考	

<根拠法令等及び条項>

○ 地方自治法

(行政財産の管理及び処分)

第二百三十八条の四 行政財産は、次項から第四項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

2 行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。

一 当該普通地方公共団体以外の者が行政財産である土地の上に政令で定める堅固な建物その他の土地に定着する工作物であつて当該行政財産である土地の供用の目的を効果的に達成することに資すると認められるものを所有し、又は所有しようとする場合（当該普通地方公共団体と一棟の建物を区分して所有する場合を除く。）において、その者（当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けるとき。

二 普通地方公共団体が国、他の地方公共団体又は政令で定める法人と行政財産である土地の上に一棟の建物を区分して所有するためその者に当該土地を貸し付ける場合

三 普通地方公共団体が行政財産である土地及びその隣接地の上に当該普通地方公共団体以外の者と一棟の建物を区分して所有するためその者（当該建物のうち行政財産である部分を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付ける場合

四 行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地（以下この号において「庁舎等」という。）についてその床面積又は敷地に余裕がある場合として政令で定める場合において、当該普通地方公共団体以外の者（当該庁舎等を管理する普通地方公共団体が当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該余裕がある部分を貸し付けるとき（前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）。

五 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の経営する鉄道、道路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地上権を設定するとき。

六 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の使用する電線路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地役権を設定するとき。

3 前項第二号に掲げる場合において、当該行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該土地の上に所有する一棟の建物の一部（以下この項及び次項において「特定施設」という。）を当該普通地方公共団体以外の者に譲渡しようとするときは、当該特定施設を譲り受けようとする者（当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けることができる。

4 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の規定により行政財産で

ある土地の貸付けを受けた者が当該特定施設を譲渡しようとする場合について準用する。

- 5 前三項の場合においては、次条第四項及び第五項の規定を準用する。
- 6 第一項の規定に違反する行為は、これを無効とする。
- 7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。
- 8 前項の規定による許可を受けてする行政財産の使用については、借地借家法（平成三年法律第九十号）の規定は、これを適用しない。
- 9 第七項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。

○ 大阪市水道局資産規程

（使用許可の取消し）

第 21 条 使用許可を行つた場合においては、法第 238 条の 4 第 9 項に定めのあるもののほか、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、その許可を取り消すことができる。

- (1) 使用料を納付期限後 3 月以上経過しても、なお納入しないとき
- (2) 第 22 条の規定に違反する行為があるとき

（原形変更等の禁止）

第 22 条 使用者は、局長の承認を得なければ、使用物件の原形又は用途を変更することができない。

○ 事業用資産の目的外使用許可にかかる審査基準等について

3 不利益処分基準

使用許可を取り消処分する場合の基準は次のとおりとする。

- (1) 当局において使用物件を公用または公共用のために必要とする場合
- (2) 使用者が許可書の各条項に違反した場合
 - ア 使用料・保証金及び経費を納入期限後 3 か月以上滞納したとき
 - イ 事前の承諾なくして、使用物件を指定する用途以外に供し、または使用物件につき、修繕、模様替え、その他原形を変更したとき
 - ウ 使用物件を他の者に使用させ、または担保に供したとき
- (3) 不正の手段により使用の許可を受けたとき
- (4) 使用者が大阪市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められたとき
- (5) 大阪市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団の利益になると認められる又はそのおそれがあると認められるとき